

No. **163**

2024. 春号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



(C) 安曇野市観光協会

蓼川の三連水車 (安曇野市)



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 蓼川の三連水車

大王わさび農場を流れる蓼川の川辺に建つ三連の水車小屋。名水百選のひとつ「安曇野わさび田湧水群」に含まれます。また、黒澤明監督作品の映画『夢』のロケ地としても知られ、撮影当時のままの景色を残しています。水車近くの川下にある万水川との合流地点は、それぞれ流れる速さが異なる水流が合流することで、水の流れの境界線が現れる不思議な風景を創り出しています。

(写真提供：(一社) 安曇野市観光協会)



目次

日 行 連 新年賀詞交歓会	・令和6年新年賀詞交歓会に参加しました…………… 2
令 和 6 年 新年賀詞交歓会	…………… 3
令 和 5 年 度 新規登録者必須研修会	・令和5年度「新規登録者必須研修会」レポート…………… 6 ・受講生の紹介…………… 12
事 業 報 告	・OSS車庫証明について～自動車販売店協会との情報交換会より～ …… 15 ・SBC「ラジオカーレポート」…………… 19 ・デジタルツール研修会第二回目のご報告…………… 20
業 務 資 料	・令和6年度申請取次関係研修会の開催予定について…………… 22 ・埼玉県建設業許可申請等における窓口受付時間の短縮等について…………… 24 ・電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について（ご協力のお願い） 27 ・建設業許可等に係る申請・届出書類の提出先について…………… 31 ・令和6年度特定行政書士法定研修について…………… 32
お 知 ら せ	・コスモスしなの市民公開講座開催のお知らせ…………… 33 ・コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会（オンライン）のご案内… 34 ・「第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ開催」についてのお知らせ … 37 ・職務上請求書払い出しに関する運用について…………… 41 ・令和5年度行政書士試験結果について…………… 44 ・令和6年度 定時総会・定期大会のご案内…………… 44 ・職務上請求書確認日について（予定）…………… 44 ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い…………… 45 ・斡旋物一覧…………… 45 ・長野県収入証紙の販売について…………… 45 ・会員専用ページのID・パスワードについて …… 46
会 議 報 告	…………… 47
長野県行政書士 政治連盟のページ	・隣接士業政治連盟懇談会…………… 51
会 員 の 動 き	・入会・退会・単位会変更・法人会員 …… 52
編 集 後 記	…………… 52

日行連新年賀詞交歓会

令和6年新年賀詞交歓会に参加しました

副会長 松島 茂行

日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター共催の新年賀詞交歓会が、1月19日にホテルオークラ東京で開催されました。長野会からは、和田会長と副会長4名が参加しました。



長野会参加者



宮下一郎議員を囲んで

常住日行連会長および井口日政連会長からは年始に発生しました能登半島地震、羽田空港衝突事故によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表されるとともに、被災された方々へのお見舞いが述べられました。その後、昨年のマイナンバーカード普及事業等の成果及び「誰ひとり取り残されないデジタル社会」実現のため行政書士法改正についての取り組みの説明があり、来賓の国会議員の先生方に協力をお願いがなされました。

また、松本総務大臣をはじめ多くの国会議員の御来賓からは、我々行政書士に対して日頃から街の身近な法律家として住民の方々の相談を受けるなどの活動について感謝が述べられるとともに、今後の活躍について期待していることのお言葉がありました。

その後、乾杯へと進み終始華やいだ雰囲気の中、お開きの時刻まで全国から集った旧知の会員のみなさんと懇談を楽しむことができました。

また、賀詞交歓会への参加に先立ちまして、長野県選出国会議員の議員会館事務所を訪問し挨拶を行いました。



後藤茂之議員事務所訪問

令和6年 新年賀詞交歓会

広報業務対策部長 吉田 靖史

1月16日に長野市の「ホテル国際21」で、長野県行政書士会、長野県行政書士政治連盟、(公社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部共催の新年賀詞交歓会が、大勢のご来賓をお迎えして催されました。

今年の賀詞交歓会は、長野市出身の元宝塚歌劇団星組の朱紫令真^{あかしれいま}さんの歌と語りによる華やかなオープニングセレモニーで幕を開けました。



主催者を代表して、和田英幸会長の新年のあいさつの後、ご来賓のみなさまからご祝辞を賜り祝宴へと移りました。



和田会長あいさつ



乾杯 長野県議会議員 西沢正隆様

祝宴では、当会総務部員の井上夏希会員による居合道演武が披露されました。

剣道の試合のような気合い声は一切なく、呼吸を整え、静から動へ、動から静への動きに、静寂の中、ご来賓や会員のみなさんが演武に引き込まれていきました。

ちなみに井上会員の手にある大刀は模造刀ではなく「真剣」です。



長野会の賀詞交歓会では恒例の県歌「信濃の国」斉唱は、再び朱紫令真さんにご登場いただき、会場のみなさんと共に歌いました。



祝宴



県歌「信濃の国」斉唱



万歳三唱
新潟県行政書士会会長 相羽利子様



ご来賓万歳

最後になりますが、賀詞交歓会の企画・運営にご尽力いただいた総務部のみなさん、事務局のみなさんに感謝申し上げ、ご報告といたします。

～ご来賓の皆様からご祝辞をいただきました。～



長野県副知事 関昇一郎様



長野県議会副議長 埋橋茂人様



日本行政書士会連合会会長 常住豊様



日本行政書士政治連盟会長 井口由美子様



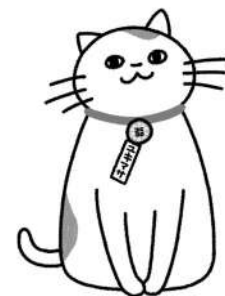
衆議院議員 務台俊介様



衆議院議員 下条みつ様



衆議院議員 篠原孝様



令和5年度「新規登録者必須研修会」レポート

広報業務対策部

本会研修部主催の「新規登録者必須研修会」が、2月6日、7日の二日間の日程で行われました。

この研修会は、松本市のアルピコプラザホテルの会場に集合あるいはオンラインでの受講が選択できる方式で実施されました。

研修会のオンライン配信は、デジタル推進特別委員会のみなさんの協力により行われたものです。



初日は、前日からの雪の影響で交通に支障が出る可能性もあり、会場での受講を希望した参加者のみなさんが集まれるのか心配の声もありましたが、とくに支障はなく、研修会は予定どおりのスケジュールで進行されました。

研修会は、行政書士としての基礎知識を身につけるためのものであると共に、会員間の交流を図ることを目的にしています。

受講者は、いわゆるスクール形式の席ではなく、あらかじめ指定された5つのグループテーブルに着き受講するスタイルで、講義の合間にはグループ内で情報交換などを行うことで新規登録者仲間を知る良い機会になったと思われます。

<1日目>

総合司会・・・飯塚研修部員

【会長あいさつ】

和田会長から受講する新規登録者のみなさんへ激励の言葉がおくられ、受講者は真剣に会長の言葉を受け止めている様子が伺えました。

【高木研修部長あいさつ】

部長からは、まだまだ分からないことや不安の多い新規登録者に寄り添う、心温まる、参加者のみなさんにとっては心強いあいさつがありました。



和田会長あいさつ



高木研修部長あいさつ

【研修会プログラム】

アイスブレイク・・・高木研修部長

まず初めにグループテーブル内で名刺交換を実施し、お互いを知るため「好きな動物」を自己紹介で利用するなど趣向を凝らしたものでした。

受講者からは、このアイスブレイクで緊張も解けて、「とても効果的でした」との感想をいただきました。



行政書士業務の全体像について・・・涌井研修部員

これから業務を受注するうえで大前提となる知識、「業務範囲、種類、独占業務、非独占業務、法律による制限（業際）」から、涌井部員の経験を踏まえ、業務の広がりについて具体的な説明がありました。



権利義務関係・・・柳澤法務部長

権利義務関係について、遺産分割協議書作成、相続による金融機関の口座解約など具体例に沿って実務の進め方が解説されました。

受講者より遺言執行者として就任した際、登記手続は可能かなど積極的に質問が寄せられました。



後見業務・・・柳澤コスモスしなの支部長

行政書士会とは別組織となる「コスモス成年後見サポートセンター」の概要、成年後見業務について実務例に沿って具体的な説明がありました。

農林建設業務・・・藤森会員・田嶋農林建設部員

藤森会員からは、農地法の概要説明と農地法第5条の許可申請を上田市の例に沿って申請書作成手順及び業務の進め方など注意点の解説があり、受講者からの質問に講師が回答する時間も設けられました。

田嶋農林建設部員は、建設業許可の複雑さ、奥深さ、魅力について実務経験を踏まえ、解説及び「手引き」の内容のポイントを解説されました。

許可要件を満たすことができず許可に至らなかった案件など実数を示してお話しされました。

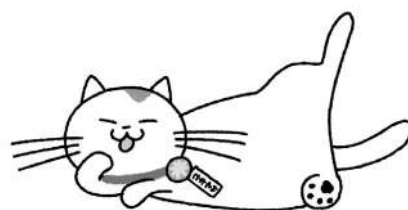
受講者からは「電子申請」について、実務的な質問がありました。



先輩行政書士の講話・・・八幡会員

登録9年目の八幡徳広会員（中信支部）が、『行政書士と私』と題し、行政書士になろうと決めたきっかけから現在までの歩みを、出来事や業務量、収入を1年ごとにまとめた資料を示しながら、赤裸々に語る90分。

開業当時の不安な気持ち、自らに課したルーティーン、営業方法、先輩や仲間の存在、隣接士業とのつながりなど、新規登録者のみなさんにとって大いに参考になったのではないのでしょうか。



パネルディスカッション・・・五味研修副部長

八幡徳広会員（中信支部）、藤森啓志会員（東信支部）、柳澤祥子会員（東信支部）、木村和彦会員（諏訪支部）、涌井史明会員（北信支部）をパネリストに迎え、コーディネーターの五味研修副部長が、開業当時の様子、営業の方法や報酬について、先輩や支部との関わり方、失敗しないためのアドバイスなどを伺いました。

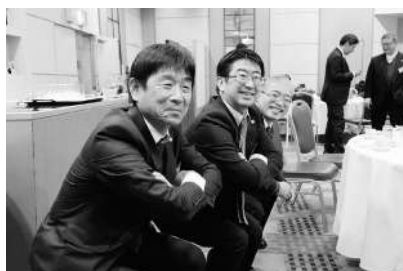


懇親会（司会 飯塚部員）

長い一日が終わり、待望の懇親会。

受講者も研修会運営側の会員も会長も(!) 参加者全員がくじ引きで順番を決めての自己紹介。

面白い話、参加者の意外な経歴などが披露され、大いに盛り上がりました。



< 2日目 >

環境生安業務・・・小野環境生安部長

「産廃」業務は、建設業がねらい目。付随して追加や補完事業として商談が入ることが多い。

「風俗」業務は、申請に慣れるまでは依頼者に何度も書類をもらいに行きがちに。事前に「予防線」を張って、後から追加書類が必要になる等あらかじめ伝えておくことでトラブル防止に。

電話などで仕事の依頼が入ったら、面談の予定を少し先に設定し、その間に十分準備して臨むことが大事。



運輸交通業務・・・良川運輸交通部長

まずは自分の車で、車庫証明や名義変更等の手続きを試みると手続の流れなどが分かり安心。

「出張封印」の業務は、県外の行政書士との連携の機会にもなる。



国際業務・・・三浦国際部長

最初の仕事を一生懸命やることで、外国人のネットワーク内でいわゆる「口コミ」により評判が広がる。その反面、失敗は悪評を生むことも。

国際業務をこれから手がけるなら、企業を相手に在留資格「特定技能」を。

がんばれば新人でもこの分野のトップになれる可能性あり。



相談技法・・・二瓶ADRセンター長

アイスブレイクの重要性（自分も緊張しているが、相手はもっと緊張）。

説得するとき重要な要素は、論理、情熱、信頼性。このうち最も大事なものは信頼性。



行政書士法、コンプライアンス、事務所経営のリスクヘッジ…鈴木総務部長

リスクマネジメントの重要性は、仕事の失敗を防ぐ「職務遂行リスク」と経営の失敗を防ぐ「経営リスク」のありかを把握し、具体的に対策すること。



修了証書交付・会長あいさつ

会長から受講者の代表に修了証書が交付され、研修会は閉会しました。



レポートの最後は、高木研修部長から受講者のみなさんへのメッセージです。



2日間の長時間にわたる研修、お疲れ様でした。各講師による熱い講義と、受講者皆様の真剣な眼差しがとても印象的でした。今年度の研修会では会員間交流目的で、名刺交換時間を作り、他己紹介、懇親会でのくじ引き形式での自己紹介など新しい取り組みを盛り込みましたが、会員同士のつながりが深まり、穏かな雰囲気での研修会となったことを、研修部一同、嬉しく思っています。今後も様々な研修会にご参加いただきながら、法改正や行政庁への電子申請、新しい制度の開始等にアンテナを張り続けてください。講師の方達が伝えてくださった「信頼」が寄せられる行政書士として、受講者皆様が益々活躍されることを祈念しております。

受講生の紹介

〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②好きな言葉
- ③これから取り組みたい業務
- ④自己PR／抱負



遠藤祐幸 東信支部

- ①マラソン（ハーフ）最近始めました
- ②百折不撓
- ③未定です。望まれる業務には挑戦していきたいです。
- ④お客様に寄り添い「困りごと」の解決に少しでも役に立てるよう、粘り強く取り組んでまいります。



小山祐一 東信支部

- ①スキー バスケットボール
- ②中庸
- ③相続関係、成年後見制度、農地法関係 手続
- ④根はひょうきん者です。お酒が好きで、飲むと口が滑らかになる。少しでもたくさん稼げるようになりたい。



甘利俊純 東信支部

- ①釣り ツーリング 犬の散歩
- ②人間万事塞翁が馬
- ③現在の業務に近い所から少しずつでも確実に広げていければと考えています。
- ④今回、新規登録者必須研修を受講しまして、諸先輩方から生の意見をお聞きしまして、刺激になりました。未永く地元の皆様のお役に立てるよう精進します。



小林ユリ 東信支部

- ①読書 散歩
- ②凡事徹底
- ③相続、遺言書作成、各種許認可
- ④人との繋がりを大切に、誠実、丁寧に仕事に取り組んでいきたいと思っております。



大槻匡隆 東信支部

- ①カーリング
- ②パンがなければ、小麦を育てれば良いじゃない。
- ③刑事事件・国際業務（カーリング）
- ④カーリングは国際大会の経験があるので、海外選手の友人が無事に入国出来る様に国際業務を行いたいです。



村瀬鉄男 東信支部

- ①畑仕事 映画 ドライブ
- ②元気さ・明るさ。素直さ・謙虚に。
- ③運輸交通、国際業務、中小企業支援業務
- ④事業者向けの支援業務でお役に立ちたいと思っております。信頼される行政書士になることです。



的場有輝 東信支部

- ①サッカー お菓子作り サイクリング
- ②日進月歩
- ③相続関係、農地
- ④やったことのない業務にも積極的に取り組むということを手掛けていきたいです。



湯本泰子 諏訪支部

- ①旅行（年4回目標!!）
- ②日々前進
- ③家族信託、創業融資支援、補助金支援
- ④銀行出身の知識をいかして「お金」に関するお悩みごとを解決すべく活動してまいります。



小山洋子 諏訪支部

- ①ヨガ ピラティス フラメンコ（ただいまお休み中）
- ②塞翁が馬
- ③おひとりさまサポート。でも、依頼があれば何でもやってみます。
- ④人生の最期についての不安が減る
→その日まで安心して生きていられる
→その積み重ねで世の中がちょっと良くなる
と思っています。相続にかかわらず、お客様の心配や面倒を軽くするお手伝いをしていけたらと思います。



佐藤由琉 諏訪支部

- ①最適解、臥薪嘗胆
- ③外国人関係



田口雅弘 諏訪支部

- ①読書 ジャズ鑑賞 苔ウォッチング
- ②いい加減が良い加減
- ③相続、農地転用
- ④今後、本業を活かした行政書士業務を推進して行く予定です。相続や農地転用を手掛けていきたいと今のところ考えています。



濱 達也 諏訪支部

- ①野球 スノーボード
- ②努力に勝る才能なし
- ③農林建設業務、環境生安業務、権利義務関係業務
- ④日々の自己研鑽を怠ることなく、知識の習得に努め、業務に励み、地域に貢献して参りたいと思います。



平出裕一 諏訪支部

- ①米づくり りんご栽培 農業とWワークです
- ②迷った時には弱者の立場に
- ③農地法、成年後見
- ④行政書士の業務を通じて、地域の為、又個人の為、お世話になった方々に恩返しつもりでがんばります。



大槻 亮 南信支部

- ①ゴルフ、サッカー
- ②人間万事塞翁が馬
- ③相続、成年後見、各種許認可
- ④上伊那郡南箕輪村で登録させていただきました。今後ともよろしくお願いたします。



戸崎 博 南信支部

- ①スキー
- ②安全運転
- ③信託
- ④マイペースでがんばります。



原 眞一 南信支部

- ①絵画鑑賞・スポーツジム通い
- ②人生は壮大な暇つぶし
- ③依頼があれば何でも
- ④生活のためではないので、社会貢献として何かできればいいかなと思います。



矢島裕二 中信支部

- ①音楽鑑賞、山歩き
- ②公正、正義、平等
- ③農地法関係
- ④司法書士事務所を営んでいます。相続・農地法関係など司法書士業務と関連する分野での仕事を中心で。



宮下 浩 中信支部

- ①旅行 ドライブ ツーリング (行きたいけど、忙しくて…)
- ②和顔愛語
- ③相続、後見業務、農林建設業務、運輸交通業務
- ④警備会社勤めとの兼業です。もし、街角に立つ姿を見つけても、決して石を投げないでください。よろしくお願いたします。



小沢 崇 中信支部

- ①スポーツ
- ②一期一会
- ③権利義務・農地・国際
- ④司法書士と兼業ですが、国際業務に魅力を感じました。将来的に業務の幅を広げられればと思っています。



林 秀行 中信支部

- ①カメラ 将棋
- ②特にありません
- ③相続関連、空家対策
- ④税務署を定年前に退職し、個人の行政書士・税理士事務所として開業いたしました。得意分野である相続や空家対策の分野を中心に活動しています。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



小林あき 中信支部

- ①映画鑑賞、読書
- ②人間万事塞翁が馬
- ③相続業務
- ④真摯に業務に取り組んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。



ダグラス 桜 中信支部

- ①スキー
- ②一生懸命
- ③国際業務
- ④白馬村に事務所があります。行政書士の名に恥じぬよう誠実に、また日々の知識の習得への努力を続けたいと思ひます。よろしくお願いたします。



柄澤壯重 北信支部

- ①ゴルフ
- ②本来無一物
- ③相続関係
- ④信頼される専門家に



森腰 淳 北信支部

- ①柔道 総合格闘技 カメラ
- ②精力善用、自他共栄
- ③建設業、国際業務、遺言相続、成年後見
- ④先輩方から受けた御恩をはやく返せるように、嘉納治五郎先生の教えを胸に頑張ります。今後も、御指導を宜しく願います。



西澤尚紘 北信支部

- ①読書 手とカマだけを使った草取り（便利屋やってます）
- ②サイの角のようにただ一人歩め（by ブッダ）
- ③国際業務
- ④運だけはいいです。1 回目の行政書士試験を180 点ピッタリでパス。支部の初出場ボーリング大会でフービー賞。国際業務の仕事にありつきもう少し経済的に豊かになりたいです。



吉原 茂 北信支部

- ①旅行 ドライブ
- ②初心忘るべからず
- ③成年後見業務、相続全般
- ④御本人の生活のため、最善な方法を見つけ出すことを念頭に後見業務に携りたい。



小田切廣義 北信支部

- ①ドライブ ウォーキング
- ②感謝の気持ちを忘れない
- ③相続、国際業務
- ④今まで培った経験を生かし更に研鑽を積んでいきたい。



和田健太郎 北信支部

- ①ラーメン店巡り
- ②人事を尽くして天命を待つ
- ④どんな業務も積極的にチャレンジしていきたいと思っております。よろしく願い致します。



藤本 裕 北信支部

- ①不動産投資・水泳・筋トレ・サウナ
- ②〜故に、夢なき者に成功なし
- ③相続・農地関連・建設業産廃関連・事業支援業務
- ④不動産業に関連する、相続・農地・建設産廃などの事もワンストップサービスでご提供致します。



松本浩一 北信支部

- ①音楽鑑賞 ドライブ（旅行）プラモデル作り
- ②おお、友よ！このような音ではなく、もっと心地よい音に声を合わせよう、もっと喜ばしいものに。
- ③後見業務、農林建設業務、国際業務
- ④名前は松本ですが、須坂市で開業しています。地域に根ざした活動しながら業務に挑戦していきたいです。



日堂 篤 北信支部

- ①菜園 耕運 土づくり
- ②人間万事塞翁が馬
- ③農地
- ④ゆっくり、牛歩の如く進みたいものです。



杉山智香 北信支部

- ①ゴルフ
- ②稲盛和夫さんの「人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力」
- ③外国人関連業務
- ④飯山市で税理士・行政書士をしております。地域の方々のお役に立てるよう精進していきたいと存じます。



渡辺一成 北信支部

- ①映画鑑賞 マラソン
- ②継続は力なり
- ③相続業務
- ④行政書士は税理士と兼業での登録のため行政書士の業務はクライアントから依頼があった時は期待に応えられるよう努力します。



事業報告

OSS 車庫証明について～自動車販売店協会との情報交換会より～

運輸交通部長 良川 泰章

令和5年12月11日に運輸交通部では、和田会長と共に一般社団法人自動車販売店協会連合会長野県支部（以下：自販連長野支部）との情報交換会及び懇親会を行い、主に令和2年1月よりスタートしたOSS申請による車庫証明について貴重な情報交換を行いましたので、会員の皆様へご報告させていただきます。

自販連長野支部では令和5年11月時点で、（自販連長野支部の新車登録の）新車新規登録の約半分がOSS申請へ移行しており、また多くのディーラーがこれまで通り行政書士に所在図・配置図等の作成を依頼しているため、他県よりもエラーが少なくスムーズに申請が出来ているとのことでした。

しかしながら、少なからず補正が入るケースもあるため、良くある問題点（良くある補正）を下記の通りご指摘して頂きました。

1. 配置図に保管場所の寸法が記載されていない。

また、記載されていても実際の長さがカバー出来ない寸法が記載されている。

2. 道路から入口の寸法が記載されていない。（警察署によっては補正が入る）

3. 自認書、承諾書の郵便番号、代表者名、電話番号の記載漏れがある。

（欄があるものは、基本的に記載が必要。行政書士会推奨の様式は郵便番号がないため、お勧めする※別紙添付参照）

4. 申請書類（所在図・配置図・使用権原疎明書類）が不明瞭

（何度もコピーをして、不明瞭であるもしくは、ファックスの書類は不明瞭になるためメール添付でディーラーへの受け渡しをして欲しい）

（賃貸借契約書のコピーが不明瞭）

5. 警察の現地調査で配置図に記載されている寸法に実際の申請している車両の寸法があわない。

6. 前回、承諾書で申請されていて、今回は自認書で申請されている。

この点においては各会員で確認して頂き、エラーのない信頼ある書類を作成するために役立てて頂ければと思います。また、OSSが始まる際に警察署の交通規制課と自販連長野支部・行政書士会で取り決めた様式を添付させていただきますので、改めて確認して頂き配置図の右下には作成した行政書士名と共に職印を押印し、確かな書類を依頼元へ納品して頂ければと思います。他県ではOSS申請がスタートし、行政書士の車庫証明の仕事が全く無くなった地域もあると耳にします。その中で長野県では自販連長野支部と行政書士会の信頼関係の構築の元、これまで通りの車庫証明業務を行う事が出来ていますので、今後も販売店協会長野支部との更なる信頼関係を構築するために、各会員に確かな書類作成のご協力をお願い致します。

使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）

保管場所の位置 <small>（保管場所の住所番地）</small>			<small>（駐車場名称・駐車枠番号）</small>	
	自認書の場合 は記入不要	住所 氏名 <small>（電話）</small>	使用者と契約者の関係該当に○を付けること ・本店・支店・営業所 ・家族・親族 ・その他（ ）	
保管場所の所有者 又は管理者欄 <small>（他に共有者がいる場合は、右欄の空白部に全員の住所・氏名を記載して各々が押印して下さい。）</small>	保管場所の契約者 <small>（使用者と異なる場合）</small>	住所 氏名 <small>（電話）</small>	保管場所の契約者は、使用者の使用について同意している。 ※契約者の記名押印又は自署印	
	使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有（管理）であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。本書を添付して申請を行う行政書士（事務所所在地）による補正及び職印での訂正を承諾します。	
令和 年 月 日		住所 氏名又は名称 電話番号	令和 年 月 日	印

日本行政書士会連合会推奨書式 長野県行政書士会改訂版

（注意①）自認書として使用する場合は、所有者記載欄だけに自署（記名）押印してください。使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。
 （注意②）補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。
 （注意③）本紙は「行政書士用委任状」の添付がある場合の使用に限りません。



委任状

受任者 (代理人) 行政書士名
事務所所在地

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

委任事項

1. 自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、申請、受領、及び加除訂正並びに再申請に関する一切の権限
2. 復代理人選任に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者 (申請者) 住所又は所在
(フリガナ)
氏名又は名称

(法人の場合) 代表者名

電話番号 () (印)

保管場所の配置図

配置図記載欄	
--------	--

(注) 1. 保管場所に接する道路の幅員、入口、保管場所の平面(縦・横)の寸法をメートルで記入して下さい。
 2. 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示して下さい。
 3. OSS申請の保管場所標章の受領を本部受取にする場合は、本部受取に○を、直接申請先の警察署に取りに行かれる場合は警察署に○をして下さい。
 4. OSS申請の場合「配置図」に代替車輛登録番号の有無・配置図作成の電話番号、行政書士名を記入して下さい。

申請者氏名			連絡先	
使用の本拠地		標章の受領方法いずれかに○	有・無	電話番号
保管場所住所		申請先警察署	代替車両(どちらかに○)	行政書士名
		本部受取	代替車両登録番号(有の場合)	

SBC「ラジオカーレポート」

広報業務対策部長 吉田 靖史

「行政書士記念日」の2月22日にSBCラジオのラジオカーが長野県行政書士会館にやってきました。

毎週、月曜日から金曜日の午前9時5分から午後1時まで放送のワイド番組『坂ちゃんのずくませえぶり』の番組内で、当会の和田会長が出演して「ラジオカーレポート」が生中継されました。



ラジオカーリポーターの美斉津千夏さんは、これまでに何回も真っ赤なラジオカーで行政書士会館にお越しいただいています。

その美斉津さんによるインタビューに和田会長が答え、まずは当会の会員数であるとか、2月の「行政書士記念日」や10月の広報月間に行っている相談会についての説明をしました。また、行政機関のDX推進により増えつつある許認可のオンライン申請の話題と、その問題点などのお話をし、最後に「困ったら、まずは行政書士に相談を」とラジオを通じてお伝えしました。



デジタルツール研修会第二回目のご報告

研修部長 高木陽子

令和6年2月27日に、デジタル推進特別委員会と研修部は共催で、会員のITリテラシー向上を目的とした「デジタルツール研修会」の第2回目を開催いたしました。昨年12月に開催をした研修会の第二回目です。

今回の講義テーマも「聞きたいけれど今更聞けない、でも聞けばすぐに業務の役に立つデジタルツールの使い方」として、1回目の研修会で行った「Google アカウントでのクラウド上でのフォルダ保存と共有」の演習復習を行い、加えて行政書士業務で役に立つデジタル関連サイトやツールのご紹介の2部構成で行いました。

講師は、1回目に引き続いてデジタル推進特別委員会副委員長及び研修部員の涌井史明先生（北信支部）、そして、デジタル推進特別委員の岡田賢司先生（諏訪支部）が務めました。前回同様にオンライン配信はデジタル推進特別委員会が担当し、長野県行政書士会会議室ではノートパソコンを持参された会員5名及び研修部員2名が集まり、オンライン受講は20名。30名に及ぶ幅広い層の会員の方達に受講いただきました。

前半では、涌井講師の説明のもと、無料で使えるグーグルドライブについて、前回研修の復習として、実際の手順でクラウド上でのファイルの保存、他の方との共有方法を各自演習し、共有時の注意点について講義を受けました。今回新たな操作手順書を作成くださり、会場では研修部員と操作に手慣れた会員が他会員へ助けを出し、講師の説明と合わせて手順書を確認しながらのパソコン操作演習となりました。



後半は、岡田講師による、業務に役に立つデジタル関連サイト・ツールの紹介がなされました。あらかじめデジタル推進特別委員や研修部員から寄せられたデジタル関連サイトについて、実際にそのサイト画面をWEB上で開きながら、各々のサイトで得られる情報及びできること、事前登録の必要有無、有償か無償か、行政書士業務で活用できることを端的にご説明いただき



ました。また、地図等の2次利用については、利用規約や著作権に留意しながら利用するよう
にとの注意喚起もありました。

行政書士にはお馴染みの日行連の報酬額統計や中央研修所をはじめ、証明書等取得時のため
の法務省管轄の登記ねっと、国より登記情報提供業務などの受託事業を行う団体による登記情
報サービス、国土交通省管轄の国土地理院地図 WEB、農林水産省管轄の eMAFF 農地マップ、
長野県管轄の信州くらしのマップ、そのほかにも公的機関のサイト及び民間団体が運営のサイ
トなど26種のサイト紹介がなされました。

登録年数の長い会員も初めて知る機会を得たサイトがあり、会場では「こんなサイトがある
のか、このような利用の方法があるのか」との声が上がっていました。また、岡田講師から
は、こういった行政書士業務に役に立つサイト情報についてお知らせくださいと声かけがあ
り、情報を会員間で共有することで有益性をお話いただきました。

全体で2時間半の長丁場の研修会となりましたが、非常に有益な情報を得る時間となりまし
た。

ITリテラシー向上のための研修会は、本年度初めて開催いたしました。パソコン操作演習
を伴って行った2回の研修会より得た課題や手応えを生かして、デジタル推進特別委員会と研
修部では次年度以降もデジタル関連の研修会を予定しております。

行政への電子申請は、入管業務や建設業許可申請業務、入札関係等の一部で開始されてお
り、今後ますます行政書士として活用が求められていきます。登記に関する証明書や納税証明
書等の取得時にインターネットでの申し込みを利用することで、受取時間の短縮などの業務時
間効率化ができる場合もあります。

この研修会はオンライン受講も可能ですので、来年度以降もより多くの会員の方に受講いた
だければ幸いです。



(再掲) 参考：ITリテラシーとは (chatGPTに聞いてみました)

ITリテラシー (Information Technology Literacy) は、情報技術に関する知識とスキルを理解し、効
果的に活用できる能力を指します。具体的には、コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどの情
報技術を操作・理解し、情報を適切に評価・利用する能力を含みます。ITリテラシーは現代社会にお
いてますます重要視され、様々な分野で求められています。

業 務 資 料

日行連発第 1302 号
令和 6 年 1 月 22 日

各単位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 西村 誠
申請取次行政書士管理委員会
委員長 櫻田 直己

令和 6 年度申請取次関係研修会の開催予定について

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度の申請取次関係研修会の開催予定について、別添のとおりお知らせいたします。

次年度も引き続き、地方出入国在留管理局からの講師派遣による講義収録のご協力をいただきながら、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で開催する方針です。

研修を修了された皆様に一律に修了証書を発送する取り扱いに変更はありません。

また、令和 4 年 7 月 20 日付・日行連発第 470 号でご案内のとおり、すでに届出済証明書をお持ちの方の更新手続きに、実務研修会の修了証書に加えて 1 年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置についても継続いたします。したがって、新規に申請取次業務を行うことを希望される会員だけでなく、すでに届出済証明書をお持ちの会員の方も事務研修を受講いただけます。

本件については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にてご案内いたしますとともに、「月刊日本行政」2 月号（No.615）にも掲載し各会員へ周知いたします。

各単位会におかれましても、貴会会員への周知方にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【別添】

- ・令和 6 年度行政書士申請取次関係研修会 日程表

以上

令和6年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

研修区分	受講期間	開催案内 (会員サイト詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知発送予定日 (基準未到達者のみ)
1 実務研修会 (更新)	4月12日(金)～4月22日(月)	2月中旬	3月1日(金)～3月7日(木)	5月8日(水)	5月14日(火)
2 事務研修会 (新規)	6月17日(月)～6月27日(木)	4月中旬	5月8日(水)～5月14日(火)	7月18日(木)	-
3 実務研修会 (更新)	7月19日(金)～7月29日(月)	5月中旬	6月4日(火)～6月10日(月)	8月9日(金)	8月21日(水)
4 事務研修会 (新規)	9月6日(金)～9月17日(火)	6月下旬	7月23日(火)～7月29日(月)	10月8日(火)	-
5 実務研修会 (更新)	10月18日(金)～10月28日(月)	8月中旬	9月3日(火)～9月9日(月)	11月11日(月)	11月18日(月)
6 事務研修会 (新規)	11月19日(火)～11月29日(金)	9月中旬	10月8日(火)～10月15日(火)	12月19日(木)	-
7 実務研修会 (更新)	1月21日(火)～1月31日(金)	11月上旬	11月29日(金)～12月5日(木)	令和7年 2月14日(金)	令和7年 2月20日(木)
8 事務研修会 (新規)	2月21日(金)～3月3日(月)	12月中旬	令和7年 1月8日(水)～1月15日(水)	令和7年 3月24日(月)	-

○開催方法

・当該研修は、中央研修所研修サイトVOD(ビデオ・オン・デマンド)システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて各会員が個々の端末(パソコン、タブレット、スマートフォン)から聴講可能です。

○研修会の区分

・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次の研修を行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
 ※すでに届出済証明書の交付を受けている方もお申込みいただけます。本取扱いは、令和4年8月より、届出済証明書の交付を受けている行政書士の更新手続きにおいて、事務研修の修了証書を使用できることとする特例措置によるものです。

・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたします。
 事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。
 実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

・上の表は現時点での予定であり、変更される場合があります。
 ・各研修会の申込等の詳細については、日行連会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

【掲載場所】 ◆日行連ホームページTOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

埼行発第782号
令和6年2月26日

日本行政書士会連合会
関東地方協議会
単位会会長 各位

埼玉県行政書士会
会長 関口 隆夫
建設環境部
部長 川崎 雅彦
(公印省略)

埼玉県の建設業許可申請等における窓口受付時間の短縮等について

平素より当会の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、埼玉県県土整備部建設管理課より、審査の所要時間が多くかかる申請等の審査の円滑化、受理又は返却までの待ち時間の適正化を図るため、令和6年4月1日以降の窓口受付時間について短縮等が行われる旨連絡がございました。

つきましては、添付をご確認の上、貴会会員への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【添付】

・令和6年4月1日以降の窓口受付時間の短縮等について(令和6年2月21日埼玉県建設管理課)

以上

令和6年4月1日以降の窓口受付時間の短縮等について

令和6年2月21日
埼玉県建設管理課

年度当初に来課される皆様（事業者・代理人等）へのお願い

年度当初の建設業許可に関する申請等について、書類審査等をできるだけ円滑に行うため、下記のとおり対応させていただきたいと存じます。

申請等を行う皆様には、大変御不便をおかけいたしますが、何とぞ御理解・御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、個別事情がある場合は、柔軟に対応いたしますので、よろしくお願いたします。

記

1 実施期間 令和6年4月1日から5月31日まで

2 実施内容 以下のとおり

(1) 申請・届出

職員対応となる次の申請、届出は午前9時から11時までの受付とする。

ア 新規申請（特新規等、既存の許可業者の申請を含む）

イ 工事实績の確認を要する業種追加

ウ 工事实績の確認を要する届出（常勤役員等、専任技術者の変更）

エ 承継

※ 午前中に受け付けた案件は当日中に受理又は補正指示の上、返却する。

(2) お返し案件（再提出）

上記2(1)の再提出は、必ず電話連絡のうえ、午前9時から11時までの間に受付をする。

事前連絡のあったお返し案件は、可能な限り優先的に審査する。

電話連絡なしで来庁した場合は、受付番号順に審査する。

(3) 相談

許可期間の確認は随時対応。混雑状況によっては後日回答とする。

それ以外の相談はあらかじめ相談内容をまとめたものを御提出いただき、後日回答する。

一般的な許可要件等の内容については、午後の行政書士相談コーナーを御利用いただく。

(4) 事前確認

職員対応となる申請、届出の事前確認は、午後の行政書士相談コーナーを御利用いただく。

審査に係る部分（請求書の内容等）の事前確認は、案件（全てコピー）を預かったうえで後日回答とする。

(5) その他

- ・ 更新申請、決算変更届など、上記2(1)以外の非常勤職員でも対応可能な申請・届出については、窓口受付時間の短縮は行わない。
- ・ 今回の対応は、審査の所要時間が多くかかる申請等の審査の円滑化、受理又は返却までの待ち時間の適正化を図るため、あくまでお願いベースで行うもの。
- ・ 入札参加資格に係る変更届など、個別事情がある案件は柔軟に対応させていただく。
- ・ 特に人事異動直後の4月1日から4月5日の間は、職員対応となる申請等の書類審査は著しく時間を要することが想定されるため、翌週以降の提出について御配慮をお願いしたい。
- ・ なお、職員対応の申請、届出に関する審査の対応状況等を勘案しつつ、窓口受付時間短縮の終了時期の前倒しを適宜検討する。

日行連発第 1549 号
令和 6 年 3 月 1 日

事務連絡
令和 6 年 2 月 2 8 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 御中

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 坪川 貞子

法務省民事局総務課公証係

電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について（ご協力のお願い）

電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について（依頼）

平素より日行連の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。この度、法務省より、本年 3 月 1 日から全国の公証役場を対象に、電子定款の認証手続における公証人の面前審査について、公証役場への来所の希望がない限り、ウェブ会議の利用を原則とする新たな運用を開始する旨の情報提供がございました（別添参照）。

なお、発起人の設立意思等の公証人法上求められている確認をウェブ会議で十分に行うことができず、代理による場合にも利用することも可能となつておりましたが、貴会におかれましても積極的にウェブ会議を活用いただくよう、所属会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

また、ウェブ会議は、代理人による場合にも利用することも可能となつており、専門資格者の皆様にも、ウェブ会議を原則とする政府方針を踏まえ、積極的にウェブ会議を活用いただきたいと思いますと考えていますので、貴会員に周知方よろしくお願いたします。

記

別添 1：電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について（依頼）（令和 6 年 2 月 28 日付・事務連絡）

別添 2：リーフレット（PDF 形式）

別添 3：ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書（PDF 形式）

別添 4：ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書（word 形式）

以上

電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進については、平成 31 年 3 月から、ウェブ会議により実施することが可能となっておりますが、スタートアップ支援及び創業環境の整備を図るため、本年 3 月 1 日から全国の公証役場を対象に、公証役場への来所の希望がない限り、ウェブ会議の利用を原則とする新たな運用を開始することとしました（別添 1 参照）。なお、発起人の設立意思等の公証人法上求められている確認をウェブ会議で十分に行うことができず、代理による場合にも利用することも可能となつておりましたが、貴会におかれましても積極的にウェブ会議を活用いただくしたいと思いますので、貴会員に周知方よろしくお願いたします。

ウェブ会議は、代理人による場合にも利用することも可能となつており、専門資格者の皆様にも、ウェブ会議を原則とする政府方針を踏まえ、積極的にウェブ会議を活用いただきたいと思いますので、貴会員に周知方よろしくお願いたします。

なお、御希望があれば、ウェブ会議ではなく、公証役場に来訪して対面で面前審査を受けることも可能ですが、政府方針を踏まえ、ウェブ会議の利用が原則であることを利用者に広く周知するとともに、公証人が合理的な理由なくウェブ会議の利用を拒否するなど不適切な取扱いがされることを防止し、適正な事務の遂行を徹底するため、公証役場での対面の面前審査を希望される場合には、当面の間、「ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書」（別添 2）の提出を求める運用も併せて実施することとしましたので、御理解・御協力の程よろしくお願いたします。

定款認証の 面前審査は

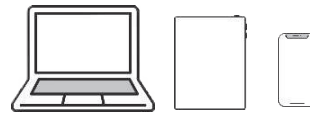
会社・法人の
設立手続きが
スムーズに！

ウェブ会議をご利用ください



公証役場への
来所不要

※ お手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォン
をお使いいただけます。



2024.3.1～

定款認証の面前審査は、

公証役場への来所のご希望がない限り、

原則として、ウェブ会議で実施します。

- 定款認証の手続きでは、公証人が、面前審査（本人確認や法人を設立する意思の確認等）を行います。
- 面前審査は、原則として、ウェブ会議で行います（オンライン申請の場合）。
お客様のご希望があれば、公証役場に来所して、対面で審査を受けることも可能です。
来所を希望する場合には、その旨の申出書を提出してください。
- 代理による場合も、ウェブ会議をご利用いただけます。

詳細は裏面をご覧ください

ウェブ会議を利用した定款認証手続の流れ

1 定款の作成・事前チェック

定款を作成して、公証役場にメール送信し、事前チェックを受けてください。



- ※ 日本公証人連合会は、定款の作成を支援するツールを無料公開しています。
- また、東京都・福岡県の公証役場では、ツールを利用した場合に48時間以内に認証手続を完了させる試行を行っています。詳細は、日本公証人連合会HP（下部参照）をご覧ください。

2 正式申請

2-1 事前チェックを終えたら、オンライン申請システムで正式に申請してください。

- ※ 委任状を紙で作成した場合には、委任状と印鑑登録証明書（発行後3か月以内）を公証役場に郵送してください。
- ※ オンライン申請をしない紙定款の場合には、ウェブ会議のご利用はできません。

2-2 公証役場と面前審査の日程調整をしてください。



2-3 面前審査までに、手数料をお支払いください。

- ※ クレジットカード払い又はインターネットバンキングをご利用いただけます。
- ※ 手数料の額は、資本金の額に応じて3～5万円になります（2022.1.1～引下げ）。



2-4 公証役場から、ウェブ会議に接続するためのURLをメール送信します。

3 ウェブ会議での面前審査

予約した日時に、公証役場からメール送信したウェブ会議接続用の

URL（2-4参照）をクリックし、公証人による面前審査を受けてください。



- ※ 面前審査の際、身分証明書を確認しますので、お手元にご準備ください。
- ※ ウェブ会議には、FacePeer社の提供するFaceHubを利用します。パソコン、スマートフォン、タブレットに対応しており、以下のウェブブラウザから接続することができます。なお、FaceHub専用アプリのインストールは不要です。
 - 【パソコン】Windowsの場合 → Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge
 - Macの場合 → Google Chrome、Firefox、Safari
 - 【スマートフォン、タブレット】Androidの場合 → Google Chrome
 - iOS、iPadOSの場合 → Safari

4 認証完了

認証済み定款データを受領してください。

- ※ オンライン申請システム又はメールのいずれかお好きな方法で受領できます。ご希望の方法を公証役場にお申し付けください。



- 定款認証手続の詳細については、日本公証人連合会HPをご覧ください。

<https://www.koshonin.gr.jp/>



- ウェブ会議の利用に関する公証役場の対応について、不適切な事案やご意見がありましたら、以下のウェブフォームからお知らせください。

<https://forms.gle/SwKWhBvcLWzMcnda6>



法務省民事局・日本公証人連合会

(別紙1)

ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書

令和 年 月 日

認証担当公証人 殿

(住所) _____

(氏名) (署名) _____

(記名でも可)

(設立する会社・法人の名称)

私は、上記の会社・法人の設立に係る電子定款の認証の手続において、ウェブ会議の利用を希望しません。

(任意記載欄)

ウェブ会議の利用を希望しない理由について、差し支えない範囲で御教示ください(複数回答可)。

- 直接公証人と顔を合わせてやりとりをしたいから
- 公証役場又はその周辺に別の用事があったから
- 紙媒体の提出書類(委任状等)を公証役場に持参した方が早いから
- ウェブ会議サービスの利用や操作が面倒だから
- その他()

建設業許可等に係る申請・届出書類の提出先は 令和6年4月以降、県庁建設政策課のみとなります

建設業許可等に係る事務の県庁集約化（令和4年4月～）以降も、当面の間は申請・届出書類の建設事務所への持参提出を可能としていましたが、**令和6年4月以降は県庁（建設政策課）への提出**をお願いします。

※令和6年4月以降、建設事務所では書類の受け取りは行いません

※県庁建設政策課（県庁7階）への持参提出は、令和6年4月以降も引き続き可能です

<対象となる申請・届出等>（新規・更新・変更等を含む）

- ・建設業の許可・認可
 - ・経営事項審査
 - ・解体工事業の登録
 - ・浄化槽工事業の登録
 - ・住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの）等
- （長野県建設工事等入札参加資格審査については、引き続き建設事務所への申請となります）

令和6年4月以降の書類提出方法

① 郵送による県庁建設政策課への申請・届出

（一般書留等、記録の残る配達方法にて送付して下さい）

【書類の送付先】



3 8 0 - 8 5 7 0

長野市南長野字幅下692-2

長野県庁 建設政策課 建設業担当 宛

在中

※上記送付先はそのまま宛名ラベルとして使用できます。
点線で切り取り、封筒等に貼り付けてご提出ください。
赤枠内は提出する書類名を記載ください。



② 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

（JCIP）による申請・届出（建設業許可・経営事項審査のみ）

JCIPログインURL：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

※GビズIDアカウントが必要です

建設業許可 電子申請  で検索

【問合せ先】長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL：026-235-7314 E-Mail：kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

ご理解・ご協力をお願いします

さあ！ 特定行政書士に なろう



行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した
行政書士(特定行政書士)は、
行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。
行政書士証票に「特定行政書士」が付記され、
特定行政書士専用の徽章を購入することができます。

- [申込期間]** 令和6年4月1日(月)～令和6年6月21日(金)
[受講期間] 令和6年8月1日(木)～令和6年9月16日(月・祝)
中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。
PC・スマホ等(※)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。
[考査日] 令和6年10月20日(日)
(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)
[講義科目] 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中！

詳細は「月刊日本行政」4～6月各号
に掲載の「令和6年度特定行政書士法定
研修募集要項」及び下記QRコードより
日行連ホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) をご覧ください。



 日本行政書士会連合会

お 知 ら せ

コスモスしなの市民公開講座開催のお知らせ 「知らないと損する制度とお金のこと」

コスモス成年後見サポートセンター長野県支部（コスモスしなの）は、令和6年4月21（日）に、安曇野市社会福祉協議会、長野県行政書士会と共催し、また安曇野市の後援により市民公開講座「知らないと損する制度とお金のこと」を安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」で開催します。

今回のテーマは、老後の三大不安となっている、健康の維持、介護、老後資金について、利用できる制度や必要となる備え及び対策についてご紹介をしていきます。

第1部「市民公開講座」では、安曇野市社会福祉協議会の方とコスモスしなの中信地区の会員により、健康長生き、介護サービス、老後資金、後見制度などについてご紹介・解説します。

第2部では無料相談会を実施し、ご参加いただいた方から直接相談を承ります。



【コスモスしなの市民公開講座】

テーマ：知らないと損する制度とお金のこと

開催日：令和6年4月21日（日）

場 所：安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール
（安曇野市豊科5609番地3）

時 間：第1部 市民公開講座 13:00～15:00

第2部 無料相談会 15:00～16:30

講 師：コスモスしなの中信地区会員、安曇野市社会福祉協議会

主 催：公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター長野県支部

共 催：長野県行政書士会 安曇野市社会福祉協議会

後 援：安曇野市

YouTube Live 配信：<https://www.youtube.com/watch?v=NG4mjszjiJs>

「コスモスしなの」は5地区計64名（令和6年3月1日現在）の会員により構成されており、各地区の事情に合わせて、成年後見人としては勿論のこと、各地の連絡協議会にも参加し活躍の場を広げています。

コスモス成年後見サポートセンターは団体の名称が示すとおり、会員が成年後見人としての責務を適切に果たすことと主目的としています。実務的には成年後見に限らず様々な法律・制度・社会情勢に関する知識や相談技法などトータルな能力向上が必要になります。

また、成年後見を必要とするのは高齢者に限りません。その点を踏まえ、コスモスしなのでは精神障がいに関する研修も実施しました。今後も各地区会を中心に、会員の能力向上、会員間の交流の活発化、お互いに相談のしやすい体制構築を目指して活動していく予定です。

市民公開講座は一般の方向けではありますが、行政書士会会員の皆様の参加も大歓迎です。是非ご参加いただき、コスモスしなのへの入会を検討していただければ幸いです。

当日はYouTube Liveでの配信も予定していますので、会場より遠方の方々もご覧いただけます。ご視聴下さいませようご案内いたします。

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会（オンライン）のご案内

コスモス成年後見サポートセンターでは、成年後見支援活動に取り組んでいただける会員を募集しております。ご入会に際しては、所定の研修を受講していただくことが必要となります。

今年度は、受講者の皆様の受講のしやすさの観点から、インターネットによるビデオオンデマンド（VOD）形式で実施します。初回のZoomオンラインでのガイダンス以降は、コスモスVOD研修システムを利用して受講される皆様の都合に合わせてオンライン受講をしていただき、6月1日（土）と6月22日（土）に、長野県行政書士会館（長野市）で参集による研修と考査、入会ガイダンスをお受けいただくこととなります。たくさんの皆様の受講をお待ちしております。

1. 入会前研修会日程

研修日	会場	研修内容
Zoomオンライン 令和6年 5月11日（土） 午前9時～9時30分	受講者各自の 事務所、自宅	○受講ガイダンス コスモス成年後見サポートセンターについて コスモスVODシステムについて 質疑応答
コスモスVOD研修システム 令和6年 5月11日（土） ～6月21日（金）	受講者各自の 事務所、自宅	○入会前研修（所要時間） ①成年後見制度概論（53分） ②法定後見の基礎（50分） ③任意後見の基礎（62分） ④地域での活動と地域からの相談（53分） ⑤法定か任意か、公証人との連携（57分） ⑥申立～選任後にまず行う事（36分） ⑦身上監護（保護）の実務（44分） ⑧財産管理の実務（58分） ⑨相談機関、法令等（48分） ⑩事務報告（25分） ⑪変則的な類型による後見事務（50分） ⑫生活保護のケース（68分） ⑬任意後見の事例（68分） ⑭終了事務と死後事務委任（30分） ⑮成年後見業務と倫理（76分） ⑯認知症に関する理解（169分） ⑰知的障がいに関する基礎知識（90分） ⑱精神障がいの基礎知識～統合失調症について～（64分） ⑲知的障がいを有する方の成年後見（169分） ⑳業務報告の必要性（65分） ㉑成年後見人としての経験談（80分）
参集研修① 令和6年 6月1日（土） 午後1時～午後4時	長野県行政書士 会館 長野市南県町 1009-3	○実習 相談を受ける心構え （講義、実習、相談票・相談シート） 後見等事例発表・意見交換
参集研修② 令和6年 6月22日（土） 午後1時～午後4時	長野県行政書士 会館 長野市南県町 1009-3	○入会ガイダンス ○考査

2. コスモス入会基準（抜粋）

- (1) 入会前研修を受講し、効果測定に合格すること。
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 県行政書士会から過去2年間品位保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと。
- (5) 県行政書士会会費の会費滞納者リストに過去2年間掲載がないこと。
- (6) 成年後見賠償責任保険に入会と同時に加入すること。

3. コスモス入会金・年会費

入会金	10,000円
年会費	24,000円

4. 研修会申込要領

【申込方法】 下記の申込票に必要事項を記入の上、コスモス長野県支部事務局まで
E-mail (nagano@cosmos-sc.or.jp) でお申し込み下さい。

【申込締切】 令和6年4月26日（金）までに申込み下さい。

【研修費】 15,000円 6月22日（土）参集研修②の時に申し受けます。

（途中で受講を中断された場合にもご請求させていただきます。）

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会 申込票

ふりがな 氏名		TEL	
		携帯	
事務所住所	〒	FAX	
事務所名		e-mail	
生年月日 (西暦)	年 月 日生	行政書士 登録番号	

E-mail : nagano@cosmos-sc.or.jp

※ 申込みは枠内に必要事項をご記入の上、上記の宛先までE-mailを送信ください。



公益社団法人

コスモス成年後見サポートセンター

【コスモス成年後見サポートセンターとは】

日本行政書士会連合会を母体として平成22年8月に設立された、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する公益社団法人です。ご病気や障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上保護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として設立されました。

コスモス成年後見サポートセンターでは、VOD研修システムの導入や会員義務研修を開催し、会員の資質の向上に努めている他、受任に資するため毎年各地の家庭裁判所に後見人等候補者名簿を提出したり、支援機関から受任者推薦の要請がある場合には会員への受任調整を行なっています。また、会員は万が一に備えてコスモス会員以外が加入できない成年後見賠償責任保険に加入することができます。長野県支部（コスモスしなの）では、64名の会員が所属し、北信、東信、中信、諏訪、南信の各地区で地域の実情に合わせた活動を行っており、既に後見等受任をしている会員とともに情報交換や研修会を行っています。

現在、各市町村等が成年後見を含む権利擁護支援の地域連携ネットワークを組織し、行政書士を含む専門職後見人、市民後見人や地域の関係者及び支援機関、家庭裁判所等の連携が図られています。我々行政書士は地域連携ネットワークの中核機関の活動に参画し、運営委員や研修会等の講師として活動しています。成年後見人等の業務は、行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務であるとともに、重要な地域貢献活動です。

現在、地域によっては行政書士を含む専門職後見人の担い手が非常に不足してきており、これからの高齢化やご病気や障がいをお持ちの方でも地域の中で普通に生活される社会が進展する中で、支援者不足の顕在化が予想されます。県内各地域での専門職後見人の担い手として、たくさんの長野県行政書士会会員の皆様にコスモスの目的と活動にご賛同いただき、ともに活動いただけることをお待ちしております。

入会の詳細につきましては、別紙にてご案内いたします。なお、入会には原則として入会前研修の受講等が必要となります。

定款等の情報はコスモス成年後見サポートセンターのホームページをご覧ください。

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>



令和6年2月20日

長野県行政書士会
会長 和田 英幸 様

石川県行政書士会
会長 向井 隆郎
第31回全国女性行政書士交流会
開催実行委員会 さくら会
代表 大森 千歌子

「第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ開催」についてのお知らせ

向春の候、貴会におかれましては益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発災した令和6年能登半島地震においては、皆様より多大なるお心遣いを頂き感謝申し上げます。

昨年お伝えしておりましたように、令和6年7月7日に「第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ」を、予定通り開催いたします。つきましては、貴会に所属している女性会員の方々に、お知らせ頂きますと幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ

～参加募集のお知らせ～

春寒の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

令和6年能登半島地震においては、皆様より多大なるお心遣いをいただき感謝申し上げます。

さて、昨年お伝えしておりました通り、令和6年7月7日(日)に第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわを開催いたします。

つきましては次の通り参加の募集を致しますので、皆様お誘い合わせの上ご参加下さいますようお願い申し上げます。

全国女性行政書士交流会inいしかわ
開催実行委員会 さくら会一同

令和6年7月7日(日) 受付午後1時～

会場：ホテル金沢(金沢市堀川新町1番1号)

午後2時～ 交流会 第1部

①

・令和6年能登半島地震についてのご報告

・基調講演 上野千鶴子さん

「未来に向けて」

～しなやかに生きていく私へ～



©2021 後援さくら

午後4時30分～ 交流会 第2部

懇親会

・加賀豊年太鼓沖町保存会による

源平魔除太鼓 等演舞

《当日申込みの2次会も準備しております。》

令和6年7月8日(月)

② 金沢市内自由散策コース

(お泊りのみのご用意です。)



③ 加賀伝統工芸体験コース(バス観光)

ゆのくにの森で工芸体験をお楽しみください。

お申込期間：R6年3月1日からR6年4月30日まで

Aコース・・・① 当日のみ参加

参加費 25,000円

Bコース・・・①+② 当日+金沢市内自由散策

参加費 38,500円

Cコース・・・①+③ 当日+加賀伝統工芸体験

(定員40名)

参加費 47,000円+工芸体験費

※工芸体験を下表から第1希望及び第2希望を選択して下さい。

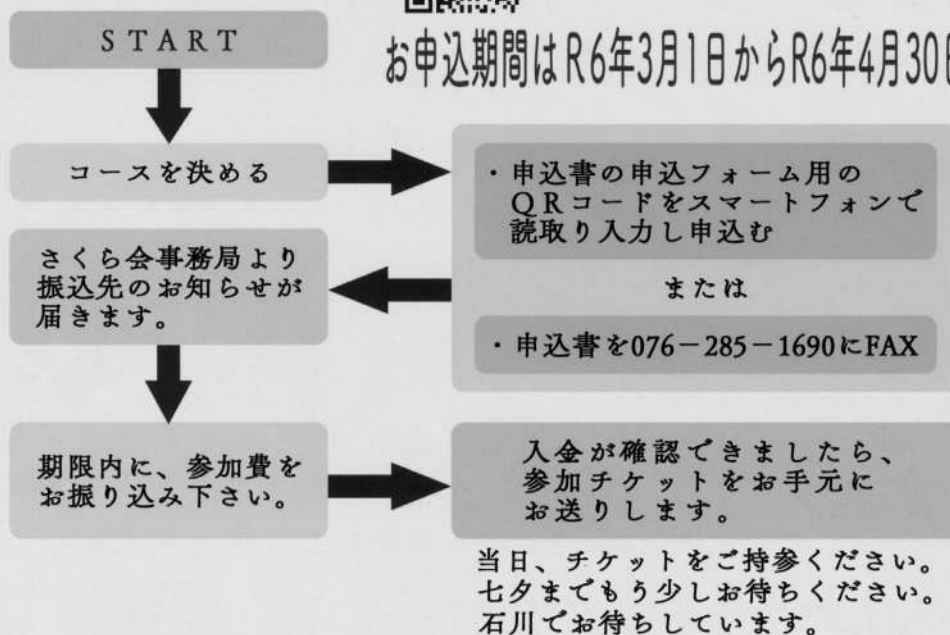
1. 輪島塗	沈金体験	1,800円
2. 友禅	型染体験	1,800円
3. 金箔	金箔はり体験	1,500円
4. 九谷焼	絵付け体験	3,000円 (送料含む)

< 申込手順 >



申込フォーム用QRコード
<https://forms.office.com/r/nX7Bcg5BaN>

お申込期間はR6年3月1日からR6年4月30日まで



《 お問合せ先 》

第31回全国女性行政書士交流会inいしかわ
開催実行委員会 さくら会 代表 大森千歌子

〒929-1105 石川県かほく市横山135番地1
行政書士上田恵子事務所内 さくら会事務局
事務局 上田 恵子

TEL 076-285-0033
FAX 076-285-1690
e-mail sakurakai.ishikawa@gmail.com



第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ

日時 令和6年7月7日(日)午後2時～(終了予定時刻午後6時30分)
 *午後1時から受付開始
 会場 ホテル金沢(金沢市堀川新町1番1号)

- Aコース・・・交流会当日参加のみ 参加費 25,000円
 Bコース・・・交流会+金沢市内自由散策(お泊りのみのご用意です。) 参加費 38,500円
 Cコース・・・交流会+加賀伝統工芸体験(お泊り+バス観光)金沢駅到着8日午後3時30分を予定(定員40名) 参加費 47,000円+体験料金

【ゆのくにの森にて伝統工芸体験】下記から第1希望、第2希望をお選びください。

体験コース		体験料金
1. 輪島塗	沈金体験	1,800円
2. 友禅	型染体験	1,800円
3. 金箔	金箔はり体験	1,500円
4. 九谷焼	絵付け体験	3,000円(送料含む)

【申込フォームからのお申込み、または、FAXにてお申し込みください。】

申込期間：令和6年3月1日から令和6年4月30日まで



お申込フォーム

スマートフォンはQRコードからお申し込みください。

PCはこちらから <https://forms.office.com/r/nX7Bcg5BaN>

お問合せ先 第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ
 開催実行委員会 さくら会 事務局 上田 恵子
 〒929-1105 石川県かほく市横山ル135番地1
 行政書士上田恵子事務所内 さくら会事務局
 TEL: 076-285-0033 FAX: 076-285-1690
 e-mail: sakurakai.ishikawa@gmail.com



申 込 書

FAX 076-285-1690

おかけ間違いの無いよう、お気を付け下さい。

第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ

への参加を申込みます。

参加希望のコースに○を付けて下さい。

上表の番号をお書き下さい。

Aコース	Bコース	Cコース	体験	第1希望	
				第2希望	

お名前 所属単位会 会

事務所住所

連絡先電話番号 連絡が取れる番号をお願いします。

FAX番号

メールアドレス

職務上請求書払い出しに関する運用について

長野県行政書士会

日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第36条規定に基づき使用済み職務上請求書の確認及び職務上請求書の払出条件等について次のとおり運用する。

1. 職務上請求書払出し（購入）のスケジュール

原則毎月第1・3水曜日までに事務局に郵送または持参されたものについて受付

受付翌日（原則毎月第1・3木曜日）役員による内容確認

役員による確認で問題が無ければ、受付翌々日（原則第1・3金曜日）払い出し

※第1・3水曜日が祝・休日の場合は当該祝・休日直前の事務局執務日までに郵送または持参されたものを受付し、役員確認は当該祝・休日の翌事務局執務日、払い出しは役員の確認日の翌日とする。

2. 申込み・受取方法及び代金支払い方法

○申込み方法

（※使用済み職務上請求書の確認の必要がない場合（新規登録者等）は、即日払出し可能とする）

郵送による申込み：レターパックライトまたはプラスにて事務局宛郵送

来所による申込み：事務局に持参（行政書士証票提示）

※法人会員は法人名・法人の職印を押印のうえ申込み

○受取方法

郵送による受取：返送用レターパックプラス（ライトは不可）を同封すること。事務局から登録事務所宛送付

来所による受取：事務局にて行政書士票提示のうえ受取

○代金支払方法

郵送による受取：返送用レターパックに同封する郵便振替用紙にて職務上請求書代金及び返送用レターパック代金を支払い

来所による受取：事務局にて現金払い

3. 申込時に必要な書類

・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書

・日行連が実施する一般倫理研修受講修了証（日行連による一般倫理研修開始以降から適用）

・来所の場合は行政書士証票、郵送の場合は行政書士証票のコピー

4. 購入が出来ない者

・前月分までの会費について完納されていない者 ・補助者

・使用人行政書士 ・規則第35条の購入及び使用の禁止に該当する者

5. 使用済み請求書の確認による払出の可否は下記による

別紙確認表によりチェックを行い、対応方法A, B, Cを選択することとし、各項目の対応は次のとおりとする。A：払出可 B：確認役員による電話等で注意・確認を行い問題なければ払出可

問題があると思われる場合はCに移行 C：不正または重大な過誤が懸念されるため呼出により役員による聴取を行い問題なければ払出可、問題があれば綱紀案件に移行

6. 運用に記載のない事項は規則に従う。

この運用は令和5年6月29日以降の払い出しに適用する。

※職務上請求書使用済み控え役員確認日は、本会ホームページにて公開いたします。

令和 年 月 日

行政書士会
会 長 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称):

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1冊	2冊	3冊以上	()冊
			備考:所属する社員行政書士の数 ()名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他(顔末書により詳細な理由を記載すること)

③ 会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約
 - (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
 - (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
 - (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
 - (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
 - (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。
2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
 - (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
 - (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
 - (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。
4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
 - (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
 - (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	令和 年 月 日	所属単位会	会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--

令和 5 年度行政書士試験結果について

令和 5 年度の行政書士試験結果については、下記のとおりです。

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
長野県	735	596	69	11.58%
全 国	59,460	46,991	6,571	13.98%

令和 6 年度 定時総会・定期大会のご案内

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟では、令和 5 年度の事業報告、決算報告及び令和 6 年度の事業計画案、予算案などについて審議するため、下記のとおり定時総会・定期大会を開催しますので、各支部の代議員の方の出席をお願いします。

記

日 時 令和 6 年 5 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から（予定）

場 所 アルピコプラザホテル
松本市深志 1-3-21（TEL：0263-36-5055）

職務上請求書確認日について（予定）

令和 6 年度の職務上請求書確認日（6 月までの予定）をお知らせいたします。

毎月第 1・第 3 木曜日が原則ですが、日程に変更が生じる場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

「職務上請求書払い出しに関する運用」をご確認のうえ、確認日の前日までに事務局へお申込みください。

なお、確認日は本会ホームページにて公開いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。

令和 6 年 4 月 4 日（木）、18 日（木）
5 月 9 日（木）、23 日（木）
6 月 6 日（木）、20 日（木）

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払い出し方法につきましては、「職務上請求書払い出しに関する運用について（別頁）」をご覧ください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行政書士 徽章（ネジ）	3,000円	送料実費
行政書士 徽章（タイタック）	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 （新様式・A4版）	800円	「職務上請求書払い出しに関する運用」（別頁掲載）に基づき払い出したします。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2（H18. 8. 11）	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いいたします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール

パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□日行連第2回模擬 ODR (オンライン)

- 1 と き 令和6年1月22日(月)
- 2 出席者 二瓶ADRセンター長、深澤運営委員
- 3 テーマ ODR特有の課題の共有と検討

□山梨会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月24日(水)
- 2 ところ 甲府市、ベルクラシック甲府
- 3 出席者 上島副会長

□神奈川会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月26日(金)
- 2 ところ 横浜市、横浜ロイヤルパークホテル
- 3 出席者 和田会長

□静岡会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月26日(金)
- 2 ところ 静岡市、ホテルアソシア静岡
- 3 出席者 松島副会長

□綱紀委員会

- 1 と き 令和6年1月29日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本委員長、宮嶋副委員長、木内職務代理人、奈良木、宮本各委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件の報告
 - (2) 綱紀案件の聴聞について
 - (3) その他

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和6年1月30日(火)
- 2 ところ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 三浦国際部長

□デジタル推進特別委員会 (オンライン)

- 1 と き 令和6年1月31日(水)
- 2 出席者 土屋委員長、涌井副委員長、岡田、小池各委員
- 3 会議事項
 - (1) 2月27日開催予定の第2回デジタルツール研修会について
 - (2) PC及びスピーカー(追加分)機器選定について
 - (3) その他

□日行連認証取得済単位会課題検討協議会(オンライン)

- 1 と き 令和6年1月31日(水)
- 2 出席者 二瓶ADRセンター長
- 3 内 容
 - (1) ODRの取組状況について
 - (2) ADR法改正への対応について
 - (3) その他

□日行連職務上請求書関係事務取扱責任者会議(オンライン)

- 1 と き 令和6年2月1日(木)
- 2 出席者 鈴木総務部長
- 3 内 容 職務上請求書の管理体制等に関する意見交換

□国際部研修会

- 1 と き 令和6年2月2日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 三浦部長、春日副部长、八幡部員、会員38名(会場11名、オンライン27名)、東京会1名(オンライン)
- 4 内 容 分野別特定技能について (1) 特定技能全般、(2) 建設、(3) 製造
- 5 講 師 国際部員八幡徳広先生

□新規登録者必須研修会

- 1 と き 令和6年2月6日(火)、7日(水)
- 2 と ころ 松本市、アルピコプラザホテル
- 3 出席者 和田会長、高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員、新規登録者37名(会場26名、オンライン11名)
- 4 内容・講師
 - (1) アイスブレイク・高木研修部長
 - (2) 行政書士業務の全体像について・涌井研修部員
 - (3) 権利義務関係・柳澤法務部長
 - (4) 後見業務・柳澤コスモス支部長
 - (5) 農林建設業務・田嶋農林建設部員、東信支部藤森会員
 - (6) 先輩行政書士の講話・中信支部八幡会員
 - (7) 先輩行政書士によるパネルディスカッション・五味研修副部長(コーディネーター)
 - (8) 環境生安業務・小野環境生安部長
 - (9) 運輸交通業務・良川運輸交通部長
 - (10) 国際業務・三浦国際部長
 - (11) 相談業務・二瓶ADRセンター長
 - (12) 行政書士法、コンプライアンス、事務所経営のリスクヘッジ・鈴木総務部長

□一般会員対象の研修会

- 1 と き 令和6年2月7日(水)
- 2 と ころ 松本市、アルピコプラザホテル
- 3 出席者 和田会長、高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員、会員6名(会場2名、オンライン4名)、
- 4 内容・講師
 - (1) 相談技法・二瓶ADRセンター長
 - (2) 行政書士法、コンプライアンス、事務所経営のリスクヘッジ・鈴木総務部長

□農林建設部会

- 1 と き 令和6年2月14日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 上島部長、藤澤副部長、田嶋、奈良木各部員

4 会議事項

- (1) 令和6年度事業計画案及び予算案について
- (2) 次回の研修について
- (3) 建設業受託業務について
- (4) その他

□国際部会

- 1 と き 令和6年2月15日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 三浦部長、春日副部長、八幡部員
- 4 会議事項
 - (1) 事例研修会の準備について
 - (2) 令和6年度事業計画案及び予算案について
 - (3) 外国人材受入企業サポートセンターについて
 - (4) その他

□日行連関地協・東京会共催入管業務研修会(オンライン)

- 1 と き 令和6年2月16日(金)
- 2 出席者 三浦国際部長、春日国際副部長、八幡国際部員、会員15名
- 3 科 目 就労審査部門に関する最近の審査状況、申請書作成や立証添付資料についての注意点
- 4 講 師 東京出入国在留管理局 就労審査第一部門、就労審査第二部門、就労審査第三部門 各統括審査官様

□総務部会

- 1 と き 令和6年2月19日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、鈴木部長、平林副部長、藤井各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) 職務上請求書の払い出しに関する運用について
 - (3) その他

□研修部会

- 1 と き 令和6年2月20日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部長
- 4 会議事項
 - (1) 研修会の振り返り
 - (2) 令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (3) その他

□東京出入国在留管理局と日行連関地協との連絡会議

- 1 と き 令和6年2月20日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京出入国在留管理局品川庁舎
- 3 出 席 者 三浦国際部長
- 4 議 題
 - (1) 各部門における審査等の状況について
 - (2) 研修会への講師の派遣について
 - (3) 今年度における無料相談会の開催報告及び来年度について
 - (4) その他(別枠) 監理措置制度について

□日行連特定行政書士制度推進担当者会議(オンライン)

- 1 と き 令和6年2月21日(水)
- 2 出 席 者 柳澤法務部長
- 3 内 容
 - (1) 明治大学専門職大学院 橋本博之教授による講演
テーマ：政策法務のプロとしての特定行政書士について
 - (2) 東京都行政書士会 伊藤浩会員による講演
テーマ：総務省行政不服審査会での委員経験について
 - (3) 茨城県行政書士会 安圭一会員による講演
テーマ：市区町村における行政不服審査会での委員経験について

□日行連関地協会長会(オンライン)

- 1 と き 令和6年2月21日(水)
- 2 出 席 者 和田会長
- 3 議 題
 - (1) ①関東地方協議会各单位会新年賀詞交歓会の日程について(協議)
②業務連絡会の設置希望について(協議)
 - (2) 令和5年度関東地方協議会の予算執行状況について(報告)
 - (3) その他

□日行連新会員管理システムの単位会向け説明会(オンライン)

- 1 と き 令和6年2月21日(水)
- 2 出 席 者 土屋デジタル推進特別委員長、中沢、大内各職員
- 3 内 容 新会員管理システムに関する説明

□広報業務対策部会

- 1 と き 令和6年2月22日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田会長、吉田部長、柳澤副部長、五味、友測、大前各部長
- 4 会議事項
 - (1) 会報163号(3月号)の発行について
 - (2) 令和6年度事業計画(案)及び予算(案)等について
 - (3) その他

□法務部会(オンライン)

- 1 と き 令和6年2月22日(木)
- 2 出 席 者 柳澤部長、木村副部長、木内、木下各部長
- 3 会議事項
 - (1) 令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□国際部研修会(事例研修会)

- 1 と き 令和6年2月22日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21

- 3 出席者 三浦部長、春日副部長、八幡部員、
会員 20 名、他県会員 20 名

□茨城会新春交流会

- 1 と き 令和 6 年 2 月 22 日(木)
2 と ころ 水戸市、水戸京成ホテル
3 出席者 荻原副会長

□デジタル推進特別委員会・研修部共催第 2 回「デジタルツール」研修会

- 1 と き 令和 6 年 2 月 27 日(火)
2 出席者 土屋委員長、涌井副委員長、岡田委員、高木部長、五味副部長、会員 25 名（会場 5 名、オンライン 20 名）
3 研修内容 クラウド利用の復習、業務で役に立つデジタル関連サイト、ツールの紹介
4 講 師 デジタル推進特別副委員長（研修部員）涌井史明先生（北信支部）、同委員岡田賢司先生（諏訪支部）

□日行連全国監察担当者会議（オンライン）

- 1 と き 令和 6 年 2 月 27 日(火)
2 出席者 吉田広報業務対策部長

□調停人養成（上級編）・能力向上研修会（オンライン）

- 1 と き 令和 6 年 2 月 29 日(木)
2 出席者 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、出席者 8 名
3 内 容 調停技法総復習、実際の調停から、ODR について
4 講 師 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員

□正副会長会（オンライン）

- 1 と き 令和 6 年 3 月 14 日(木)
2 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長
3 会議事項
(1) 理事会・幹事会の議題について
(2) その他



隣接士業政治連盟懇談会

長野県行政書士政治連盟

副会長 荻原 政吉

令和6年2月8日木曜日、長野市のホテルメトロポリタン長野におきまして、隣接士業政治連盟懇談会が開催されました。この隣接士業政治連盟懇談会の参加士業政治連盟は、長野県税理士政治連盟、長野県社会保険労務士政治連盟、そして我が長野県行政書士政治連盟の3団体で構成されています。当日は今年初めての大雪による残雪のある中、各政治連盟から役員16名の参加により活発な意見が取り交わされました。

本会からは、二瓶裕史幹事長、松島茂行副会長、上島聡副会長、鈴木潤幹事と私の5名で参加いたしました。

懇談会におきましては、各政治連盟の代表者のあいさつに始まり、詳細な活動報告、現在抱えています課題等を長野県社会保険労務士政治連盟、長野県税理士政治連盟から順に説明がされました。社会保険労務士政治連盟からの活動として、「建設業経営事項審査」における社会保険労務士による社労士診断認証制度の活用を進めているとの事で、行政書士としても非常に興味深い内容がありました。また長野県税理士政治連盟からは、特に最近の「政治連盟の加入率」が思うように伸びない旨の説明があり、加入率推進について各政治連盟共通の情報交換がされました。

その点、我が長野県行政書士政治連盟におきましては他士業の政治連盟に比べ加入率は高い水準を維持しております。しかしながら、行政書士登録とあわせ士業を兼業する方においては加入されないケースが目立ちます。仕方の無い面もありますが、行政書士業務を行っていく上でのご理解をお願いしたいところです。

最後に長野県行政書士政治連盟から、活動報告として昨年「国会議員懇談会・国会見学」を行った旨を報告させて頂きました。

以上、今後も引き続き行政書士制度の一層の拡大充実を図るべく、会員の皆様の政治連盟に対してのご理解とご協力をお願い申し上げ、本年度の隣接士業政治連盟懇談会のご報告とさせて頂きます。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
中信支部	6. 2. 15	西條 朋美	松本市	諏訪支部	6. 2. 15	小林 紀輝	諏訪市
中信支部	6. 3. 1	平林 晃一	安曇野市	中信支部	6. 3. 1	稲垣 淳一	安曇野市

—退会者—

所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日
北信支部	水熊 悦夫	6. 1. 31	北信支部	石塚 康雄	6. 1. 31	北信支部	小林まさ枝	6. 1. 31
中信支部	小口 嘉男	6. 1. 31	南信支部	中村 文昭	6. 2. 14	北信支部	小山 佳男	6. 2. 29
中信支部	興 和憲	6. 2. 29	北信支部	永村 清造	6. 2. 29			

—単体会変更—

東京都行政書士会へ移転 (R6. 2. 1) 諏訪支部 真砂 真優子 (岡谷市)
 神奈川県行政書士会より移転 (R6. 3. 1) 中信支部 大田 雄人 (松本市)

—法人会員—

行政書士法人エスポワール (飯田市山本1151番地1) ・入会年月日 R6. 1. 5

編集後記

穏やかな三が日になるかと思われた矢先、元日夕方に能登半島地震が発生し石川県北部を中心に甚大な被害を及ぼしました。発生から2カ月が経ちますが、今なお多くの被災者の方が避難生活を送られています。被災された方々には心からのお見舞いを申し上げます。

折しも2月に入り日経平均株価がバブル崩壊後の最高値を更新しました。実感に欠けるところはありますが、日本経済が長引く低成長から堅調へと転じ、その効果が被災地の復興へと及んでいく良い契機になれば、と期待するところです。

さて広報業務対策部では「行政書士NAGANO」の配布方法を、本会ホームページへ掲載して閲覧する形式へ変更することを検討しています。この検討にあたり、皆様のご意向をお伺いしたく本号にアンケートを同封いたしましたので、ご協力をいただけますと幸いです。

(広報業務対策部員 友淵 大)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会 長 和田 英幸
 編集者 広報業務対策部長 吉田 靖史

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

頼れる街の法律家 行政書士は



貴島 明日香

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：総務省
長野県

令和5年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会 広報キャラクター
ニギハヤヒ

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留に詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざごについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）で、

「当事者の話し合いによる解決」のお手伝いをします！

ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

長野市南県町 1009-3 長野県行政書士会館

TEL (026) 224-1300 FAX (026) 224-1305

お問合せ受付 平日 10:00 ~ 16:00

具体的なご相談 水曜日 10:00 ~ 16:00（要予約）



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



長野県行政書士会

法務大臣認証裁判外紛争解決機関第 161 号